

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年2月1日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年2月20日から同年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年2月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
観音寺市粟井土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）岩鍋池地区	観音寺市経済部土地改良課
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）辻岡地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（揚水機改修事業）一ノ谷池子池地区	〃
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中筋地区	〃
観音寺市豊田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）道下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大谷上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）中又地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道改良事業）新田地区	〃